

# dejima

# 出島

NO3 2011/3/19

郵政ユニオン差別を許さない支援共闘会議

(略称：ユニオン支援共闘会議)

会報「dejima=出島」、

■連絡先：長崎市恵美須町 2-5 サンロイヤルⅢ202、

☎&FAX 095-828-1953、

Eメール webadmin@yuseiunionkyusyu.jp

ホームページ <http://www.yuseiunionkyusyu.jp/> (郵政労働者ユニオン九地本)

## 不当労働行為救済命令申し立ての県労委始まる

ユニオン長崎・松江支部長の不当配転や組合事務室不貸与などの会社の不当労働行為救済申し立ての長崎県労委闘争が3月18日、第1回調査から始まった。

ユニオン側の出席は、当事者のユニオン九地本の山本委員長と松江支部長、代理人で塩塚、魚住両弁護士。補佐人として中嶋照次長崎地区労前書記長、ユニオン長崎の中島執行委員の6人。

県労委での「調査」というのは、事前の争点整理と



という意味と諸手続きなどであるが、すでに双方から出されている申し立てや答弁書、あるいは準備書面などの確認などが行われ、申し立て当事者の郵政ユニオン九地本山本委員長と松江支部長が意見の陳述を行った。

調査では代表委員の国弘弁護士が、「松江配転事案は、異動を認めて、組合の会議参加などを会社が配慮するなどで和解ができないか」と問いかけ、組合は「異動を戻すということ以外の和解はない」と回答した。また組合事務室問題は、すでに県労委が貸与あつせんをしている経過を踏まえ、会社が地下三角部屋しかないという問題などを精査することなどを話し合った。

次回第2回調査は、5月25日(水)13:30～と期日を指定し終了した。

調査の印象だが、異動を認める和解を平気で提示する代表委員の態度はユニオンを「なめている」としか言いようがないほどだが、労働側委員は斡旋を経験している意味で、このままでの決着はないという感じに

見えた。

通常この審理は長崎県労委の手引書によれば、受付から一年半で決着ということのようで、闘いは来年夏をめざし、続く。

今回の県労委の特徴は、不当労働行為救済命令の申し立てであるが、事務所不貸与で、組合は事務所維持費を家賃とかの支払っており、損害金を含め、200万円の慰謝料を要求していることだ。

また、代理人、補佐人にユニオン以外の地域の方に支援をお願いできたことだ。特に、補佐人として適宜闘いの支持をいただく中嶋照次前長崎地区労書記長の存在は、県労委闘争に力強さを与えている。

### 支援共闘会議へ地区労が参加決議

2月21日に開いた長崎地区労執行委員会で、ユニオン差別を許さない支援共闘会議への参加と支援が決議された。支援共闘会議は2月16日に正規に発足したが、この地区労の参加で、地域の闘いの足並みがそろそろ形となった。



ユニオンは90年の結成以降、地区労への参加は叶わなかった。一つは旧全通の影響であるが、彼らが連合となり地区労を脱退したことで、08年3月、加盟がなった。また国鉄闘争で、ユニオンが国鉄共闘会議と原告団運動を支援し、地域での溝となっていたことがあったが、昨年7月、これが一区切りとなった結果、それぞれを隔てる壁が低くなった経過がある。今後とも、支援共闘会議とユニオンは地域闘争を共に闘いながら、労働運動の活性化を目指す。

# 支援共闘会議の団体加盟が39へ

## 松江支部長の意見陳述書

2月16日以降の新たな組織加盟は以下の通りです。

陳述書

32	郵政産業労働組合九州地方本部	長崎県労働委員会 様
33	郵政労働者ユニオン東京北西支部	2011年3月18日
34	郵政労働者ユニオン東京地方本部	申立人 松江國晴
35	自立労働組合連合	配転命令が不当である意見を述べます。
36	均等待遇アクション 21 京都	私は組合の定期大会で信任を受けた支部長ですの
37	郵政労働者ユニオン東海地本	で、全ての組合員の総意です。組合は1年間活動の方
38	郵政労働者ユニオン近畿地本	針を決定し、支部長のもとで運動を進めていきます。
39	長崎地区労	支部長が不在だと活動が制限され、組織の弱体化は否

さらに、組織決議を経て参加したいという意向も寄せられており、今後とも組織化を進めていきます。

配転命令が不当である意見を述べます。  
私は組合の定期大会で信任を受けた支部長ですの  
で、全ての組合員の総意です。組合は1年間活動の方  
針を決定し、支部長のもとで運動を進めていきます。  
支部長が不在だと活動が制限され、組織の弱体化は否  
定できません。さらに支部長の配転で組合の活動に支  
障をきたし、第2第3の配転が強行される可能性があります。  
松江は長崎北局への配転には同意していませんし、毎年行われる職員の勤務地や坦務の意向を聞く  
職員の申告では、現郵便局で現坦務を希望すると書いて局長へ提出しています。会社は松江が中央支部長だ  
と知っているにもかかわらず、職員の意向を無視して、  
松江を配転させるのはやはり組合を弱体化させる不  
当な配転だと思います。

### 頑張ろう！宮城全労協 大地震被災へ支援を！

3・11 東日本大震災は多くの人命と生活を奪っている。またそれに追い打ちをかけた福島原発の事故は、まさに国策が生んだ国難ともいえる大災害となった。改めてお見舞い申し上げます。全労協やユニオンなども直ちに具体的な震災支援を決め、行動に入っているが、私たちユニオンや長崎全労協の兄弟組合である宮



城全労協や郵政合同の仲間は、次第にその安否がわかってきている。しかし、石巻の仲間は行方不明のまま1週間がたとうとしている。私たちは、一緒に頑張ろう！宮城

全労協！郵政合同と呼びかけたい。具体的には、現地支援の要請にこたえてカンパを訴えている。振り込み口座は郵政ユニオン九地本の 01730-3-68689です。よろしくお願いたします。

### 県労委こぼれ話

ユニオン事務所から県労委は歩いて5分少し。審理へ行く途中、松江支部長が「少し緊張してきた」という。神経の太さは人の倍はあると思われてきた彼もやはり人の子。自分が意見陳述をする役割がそう感じさせたか。自覚ですね。周囲はずっと緊張していますが。敵の攻撃は反面、労働者の心を強く今回がその見本となれば、この支援共闘会議は意義が深い。

長崎北局での仕事は郵便窓口であり、仕事の内容から勤務時間は中勤中心です。執行委員会やほかの会議または集会などに出席できない状態が異動後続いています。

また組合事務所貸与のあっせん申立の問題でも、支部長が責任者でもありますが、まだ解決できていません。その当事者である松江を配転させるのは組合に対する不当な介入であります。

よって今回の松江への配転は、組合に対する弱体化を狙った不当な配転であり、取り消しを求めます。

### 編集後記

以上

いよいよ県労委が始まった。不当労働行為救済命令は初めてで、手順が分からない。大阪労働弁護団作成の「活用しよう、労働委員会」は参考にさせてもらった。また広島県労委で勝った「淀谷闘争」のスタッフにはイロハのイからお世話になった。感謝申し上げます。「労働情報」誌の810号、淀谷闘争レポートで、(ユニオン差別の不当労働行為は)「県労委提訴ですぐ救済されるほどの内容」と書かれた。ユニオンと言っても旧全通・公務員労組の体質は強く残る。この体質は労組機能がないことが最大の弱点だ。克服を(中島)。